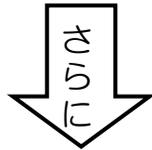


農業者年金に加入しませんか

農業に従事されている方で

- ①国民年金の第一号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満

の3要件を満たしている方であれば、**誰でも加入**できます。



上記の要件を満たす方で

- ①60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること
- ②必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること
- ③下記の区分1～5のいずれかに該当すること

の3要件を満たしている方であれば、国から**月額最高1万円の保険料補助**があります。

保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす方で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

◆保険料の国庫補助額を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

編集後記

新年明けましておめでとうございます。大雪に悩まされる日々が続きますが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。実家の農家を手伝っている私の友人は、農繁期が終わってからも、除雪にアルバイトにと忙しい毎日を送っているようです。年末年始は何かと忙しくなりますが、しっかり体を休めて、新たな1年に備えていただければと思います。また、事務局一同本年もよろしくお願いたします。[小澤 友祐]